

平成 24 年（ワ）第 328 号、平成 25 年（ワ）第 59 号 志賀原発運転差止請求事件

原告 北野進 外 1 2 4 名

被告 北陸電力株式会社

証 拠 説 明 書 (8)

(第 4 準備書面に関して)

平成 25 年 10 月 1 日

金沢地方裁判所民事部合議 B 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩 淵 正 明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

※ 作成日は書証上の形式的な作成日を記述

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
B1	国会事故調査報告書	原	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	H24.9.30	①	<p>【第 4 準備書面第 3 の 4 項関係】</p> <p>安全審査において起因事象を内部事象に限ったことが、シビアアクシデント対策の範囲を狭め、福島第一原発事故のような重大な事故結果をもたらしたと評価されていること（報告書 116 頁）</p> <p>【第 4 準備書面第 4 の 3 項関係】</p> <p>安全審査指針類は、その内容が不適正であり、今までに十分な原子炉の安全が確保されてこなかった例として、放射性物質放出量の計算を操作していた疑いが指摘されていること（報告書 538 頁）</p> <p>【第 4 準備書面第 6 の 1 項関係】</p> <p>安全審査指針類や安全審査について、事業者側も規制側も、既設炉を稼働させ続けるために「原発はもともと安全である」と主張して、事故リスクに関する指摘や新知見を葬り去ってきた姿勢が、福島第一原発事故を招いたと評価されていること（報告書</p>

					480～481 頁)
B 136	発電用軽水型原子炉 施設の安全評価に関 する審査指針	写	原子力安全 委員会	H2.8.30 H13.3.29	① 【第4準備書面第4の2項関係】 安全設計評価の項目において、一つの設計基準事 象 (DBE) と、これに関連する主として MS に属 する系統、機器等の動作の状況、電源の状況等を組 み合わせたものが、安全設計評価における「評価す べき事象」とされていること (同解説8頁) ① 【第4準備書面第4の3項関係】 立地評価の項目において、「仮想事故」の選定に あたって、炉心の核分裂生成物の多重防護の全てが 無条件に機能しないとの仮定は、最小限度必要とさ れる離隔距離を判断するという見地からは適切と は言い難く、「原子炉立地審査指針」が必須の仮定 として求めているものではない、と明言されてい ること (同解説13頁)
B 137	会議録 第四号	写	東京電力福 島原子力発 電所事故調 査委員会	H24.2.15	① 【第4準備書面第4の3項関係】 原子力安全委員会委員長であった班目春樹氏が、 国会事故調に対し、参考人として、以下のように発 言していること 「今まで発行してきた安全審査指針類にいろい ろな意味で瑕疵があったということは、もうこれは はっきりと認めざるを得ないところでございま す。」 (同会議録1頁) 「例えば立地指針に書いてあることだと、仮想事 故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をし て、余り出ないような強引な計算をやっているところ がございませう。」 (同会議録8頁)
B 138	安全審査指針の体系 化について	写	原子力安全 委員会 原子力安全 基準専門部 会	H15.1	① 【第4備書面第4の3項関係】 原子力安全委員会が、安全審査指針の現状として、 立地評価に関して、非居住区域・低人口地帯の範囲 が原子炉施設の敷地内に包含されていることから 「実質的に、設置許可上必要な原子炉の安全性は、 原子炉施設の敷地内で確保されている。」と評価し ていること (同書面10頁)

B 139	東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告	写	中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会	H23.9.28	②	【第4準備書面第6の3項関係】 中央防災会議が、東日本大震災を踏まえた今後の想定地震・津波の考え方について、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである。」とし、「想定地震・津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある。」と指摘していること（同報告書7頁）。
B 140	南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）	写	南海トラフの巨大地震モデル検討会	H24.3.31	②	【第4準備書面第6の3項関係】 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高についての報告書において、推計結果の活用にあたっての留意点として、「地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることから、震度分布・津波高はある程度幅を持ったものであり、それらを超えることもあり得ることに注意が必要である。したがって、今回の検討は、一般的な防災対策を検討するための最大クラスの地震・津波を検討したものであり、より安全性に配慮する必要のある個別施設については、個別の設計基準等に基づいた地震・津波の推計が改めて必要である。」と指摘していること（同報告書36頁）。
B 141	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	写	原子力安全委員会	H2.8.30 H13.3.29	①	【第4準備書面第7の1項関係】 安全設計審査指針は、同指針48において、「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器が、その機能を達成するために電源を必要とする場合においては、外部電源又は非常用所内電源のいずれからも電力の供給を受けられる設計であること。」とされ、外部電源は非常用電源と並列的にいずれかからの電気が供給される設計を要求される重要な系であること（同指針11頁）。
B 142	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重	写	原子力安全委員会	H2.8.30	①	【第4準備書面第7の1項関係】 外部電源は、重要な系であるにも関わらず、安全設

	要度分類に関する審査指針 (原子力安全委員会指針集より抜粋)				計審査指針に定める各指針の具体的な適用にあたり安全機能の重要度についての判断の目安を与える重要度審査指針において、外部電源はPS-3(クラス3)に分類され、一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ維持することが求められているにとどまり、重要度審査指針では、原発の重要な電源である外部電源の耐震性、安全性が確保されていないこと(同指針集42頁、44頁)。
B 143	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について(とりまとめ)	写	原子力安全基準・指針専門部会 安全設計審査指針等検討小委員会	H24.3.14	①【第4準備書面第7の2項関係】 福島第一原発事故を踏まえ、安全設計審査指針及び関連指針類における改訂内容について整理を行った安全設計審査指針等検討小委員会は、SBO対策に係る技術的要件として「外部電源系からの受電の信頼性向上」を観点として掲げ、「外部電源系は、現行の重要度分類指針においては、異常発生防止系のクラス3(PS-3)に分類され、一般産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維持することのみが求められており、今般の事故を踏まえれば、高い水準の信頼性の維持、向上に取り組むことが望まれる。」と指摘して、外部電源系に関する安全指針の分類に瑕疵があることを認めていること(同書面2頁、11頁)。